

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
- *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
- *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
- *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
1	56-23-5	四塩化炭素(テトラクロメ タン)	CCl4 (CTC)	禁止	0.0	特定物質の規制等による ワシントン層の保護に 関する法律 一般大衆向け物質及 び調剤として0.1 w%以上禁止	5.1版
2	56-35-9	ビス(トリブチルスズ)オキ シド	トリブチルスズオキド(酸 化スズ)(TBTO)	禁止	0.0	化学物質の審査およ び製造等の規制に関 する法律	5.1版
3	92-87-5 他	ベンジジンおよびその 塩 ベンジジンおよびその 誘導体		禁止	0.0	化学物質の審査およ び製造等の規制に関 する法律(0.1w%) REACH規則使用制限 用途	5.1版
4	92-67-1 他	4-アミノフェニルおよび その塩 ピフェニル-4-イルアミン		禁止	0.0	化学物質の審査およ び製造等の規制に関 する法律 REACH制限用途物質 (閾値0.1w%) REACH規則SVHC対象 物質	5.20版
5	1332-21-4	アスベスト繊維 *4	石綿 アスベスト	禁止	0.1wt %	意図的使用	5.1版
6	12001-28-4	クロソライト *4	クロソライト(アスベスト)	禁止	0.1wt %	意図的使用	5.1版
7	12172-73-5	アモサイト *4	アスベスト(アモサイト)	禁止	0.1wt %	意図的使用	5.1版
8	77536-67-5	アンソファイト *4	アンソファイト(アスベスト)	禁止	0.1wt %	意図的使用	5.1版
9	77536-66-4	アクチノライト *4	アクチノライト(アスベスト) 透閃石、緑閃石	禁止	0.1wt %	意図的使用	5.1版
10	12001-29-5	クリソタイル *4	クリソタイル(白石綿)	禁止	0.1wt %	意図的使用	5.1版
11	132207-32- 0	クリソタイル *4	蛇紋石石綿(アスベ スト)	禁止	0.1wt %	意図的使用	5.1版
12	92-93-3 他	4-ニトロフェニルおよび その塩		禁止	0.0	労働安全衛生法他 REACH制限用途物質 (閾値0.1w%)	5.1版
13	91-59-8 他	βナフチルアミンおよびそ の塩 2-ナフチルアミン		禁止	0.0	労働安全衛生法他 REACH制限用途物質 (閾値0.1w%)	5.1版
14	7439-92-1 他	鉛とその化合物 *1*2*4		禁止	0.1wt %	自主規制 米国欧州梱包材規制	5.1版

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、六価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
 *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
 *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
 *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
15	7439-97-6 他	水銀とその化合物 *1*2*4		禁止	0.1wt %	水俣条約 水銀汚染防止法 米国欧州梱包材規制	5.50版
16	62-38-4	酢酸フェニル水銀	酢酸フェニル水銀	禁止	0.01 w%	水俣条約 水銀汚染防止法 EU REACH規則制 限用途物質	5.50版
17	103-27-5	プロピオン酸フェニ ル水銀	プロピオン酸フェ ニル水銀	禁止	0.01 w%	2017年10月10日以 降、成形品及びその 一部に水銀濃度が 0.01重量%以上含 む、左記フェニル水 銀を単独又は複数含 有する成形品や部品 を上市してはならな い。	5.50版
18	13302-00-6	2-エチルヘキシル フェニル水銀	2-エチルヘキシル フェニル水銀	禁止	0.01 w%	RoHS指令 ELV 指令 米国欧州梱包 材規制	5.50版
19	13864-38-5	カプリル酸フェニル 水銀		禁止	0.01 w%		5.50版
20	26545-49-3	ネオデカン酸フェニ ル水銀	ネオデカン酸フェ ニル水銀	禁止	0.01 w%		5.50版
21	7440-43-9 他	カドミウムとその化合物 *1*2*4		禁止	0.01wt %	自主規制 米国欧州梱包材規制 REACH制限用途 REACH SVHC物質	5.21版
22	1306-19-0	酸化カドミウム		禁止	0.01w%	自主規制 EU RoHS指令 ELV指令 REACH規 則 米国欧州梱包材 規制	5.21版
23	18540-29-9 他	六価クロムとその化 合物*1*2*4		禁止	0.1wt %	自主規制 米国欧州梱包材規制	5.1版
24	59536-65-1	ヘキサプロモビフェ ニル	ヘキサプロモビ フェニル;ポリ臭化 ビフェニル類;ポリ 臭素化ビフェニル 類;ファイアマス ターBP-6;ポリプロ モビフェニル (Firemaster BP- 6);ポリプロモビ フェニル (Firemaster BP- 6);ポリ臭化ビフェ ニル類、;ポリ臭素 化ビフェニル類 (PBB)	禁止	0.0	化学物質の審査およ び製造等の規制に関 する法律 REACH規則使用制限 用途 皮膚に接触する織物 製品 RoHS指令	5.40版

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
 *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
 *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
 *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
25	61788-33-8 他	ポリ塩化テルフェニル (PCTs)	ポリ塩化ターフェニル類	禁止	0.0	ロッテルダム条約(PIC)/ 付属書IIIに掲げる43 物質群(輸入国承認 要物質)	5.1版
26	75-01-4	塩化ビニル	クロロエチレン	管理	0.1wt %	REACH規則使用制限 用途	5.1版
27	126-72-7	トリス(2,3ジブロモ フェニル)リン酸塩	リン酸トリス (2,3-ジブロ モプロピル); トリス (2,3ジブロモフェニル)ホ スフェート	禁止	0.0	ロッテルダム条約(PIC)/ 付属書IIIに掲げる43 物質群(輸入国承認 要物質)	5.1版
28	71-43-2	ベンゼン		禁止	0.1wt %	REACH規則使用制限 用途	5.20版
29	5455-55-1 545-55-1	トリ(1-アジリジニ ル)ホスフィンオキ シド		禁止	0.0	REACH規則使用制限 用途 繊維製品特に肌に触 れるものには禁止	5.21版
30	598-63-0	炭酸鉛 *1*2*4	炭酸鉛(II)	禁止	0.1wt %	自主規制 米国欧州梱包材規制 塗料への意図的使用 禁止	5.1版
31	1319-46-6	炭酸鉛 *1*2*4	亜炭酸鉛; 炭酸 水酸化鉛	禁止	0.1wt %	自主規制 米国欧州梱包材規制 塗料への意図的使用 禁止 REACH規則SVHC対象 物質	5.20版
32	15739-80-7	硫酸鉛 *1*2*4	硫酸鉛(II); 鉛硫 酸塩	禁止	0.1wt %	自主規制 米国欧州梱包材規制 塗料への意図的使用 禁止	5.1版
33	7446-14-2	硫酸鉛 *1*2*4	硫酸鉛(II)	禁止	0.1wt %	自主規制 米国欧州梱包材規制 塗料への意図的使用 禁止	5.1版
34	—	ヒ素化合物[群]	砒素化合物	禁止	0.0	REACH規則使用制限 用途 船体、漁業具、水中 機器全般、木の保護 材、さらに加工され た木材の上市への意 図的使用禁止 木材への使用は除外 用途あり 工業用水への意図的 使用禁止	5.20版

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
- *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
- *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
- *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
35	—	有機スズ化合物 下記3物質群除く *4		禁止	0.0	REACH規則使用制限用途 塗料への使用 船体、漁業具、水中機器全般、の意図的使用 木材への使用は除外用途あり 工業用水への意図的使用	5.1版
36	—	三置換有機スズ化合物 *4		禁止	0.1w%	REACH規則使用制限用途	5.12版
37	—	ジブチルスズ (DBT) 化合物 *4		禁止	0.1w%	REACH規則使用制限用途	5.12版
38	—	ジオクチルスズ (DOT) 化合物 *4		禁止	0.1w%	REACH規則使用制限用途	5.12版
39	75113-37-0	ジブチルスズ 杓酸塩	ジブチルスズ 杓酸水素エステル; ジ-μ-オキソ-ジ-n-ブチルスタニオヒドロキシボラン; ジブチルスズ水酸化ホウ素; DBB	禁止	0.1wt %	REACH規則使用制限用途 物質及び調剤として 0.1w%以上禁止	5.1版
40	683-18-1	ジブチルスズジクロリド	ジブチルスズジクロリド; ジブチルスズジクロライド; ジブチル錫ジクロライド; ジクロロジブチルスズ; ジブチルジクロロスズ; 二塩化ジ-n-ブチルスズ (IV)	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.20版
41	87-86-5 131-52-2	ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物		禁止	0.1wt %	REACH規則使用制限用途 物質及び調剤として 0.1w%以上禁止	5.1版
42	76253-60-6	モノメチルテトラクロロジフェニルメタン	モノメチル-テトラクロロジフェニルメタン (Ugilec141)	禁止	0.0	REACH規則使用制限用途 物質及び調剤 中古市場での使用禁止	5.1版
43	—	モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン	1,1'-メチレンビス-ジクロロメチル誘導体ベンゼン	禁止	0.0	REACH規則使用制限用途 物質及び調剤での上市禁止	5.1版
44	99688-47-8	モノメチル-ジブromoジフェニルメタン (DBBT)	ブrominyl 1,1'-メチレン誘導体	禁止	0.0	REACH規則使用制限用途 物質及び調剤禁止	5.1版

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
 *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
 *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
 *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
45	67-66-3	カロホルム		管理	0.1wt %	REACH規則使用制限用途 一般大衆向け物質及び調剤として0.1w %以上禁止	5.1版
46	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン		管理	0.1wt %	REACH規則使用制限用途 一般大衆向け物質及び調剤として0.1w %以上禁止	5.1版
47	79-34-5	1,1,2,2-テトラクロロエタン	モノメチルジブロモジフェニルメタン (DBBT)	管理	0.1wt %	REACH規則使用制限用途 一般大衆向け物質及び調剤として0.1w %以上禁止	5.1版
48	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン	管理	0.1wt %	REACH規則使用制限用途 一般大衆向け物質及び調剤として0.1w %以上禁止	5.1版
49	67-72-1	ヘキサクロロエタン	六塩化エタン	管理	0.1wt %	REACH規則使用制限用途 非鉄金属製造・加工用途禁止	5.1版
50	85535-84-8	短鎖型塩化パラフィン (SCCPs) *4 塩化パラフィン (炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)	短鎖型塩素化パラフィン (C10-C13)	管理	0.1wt %	REACH規則使用制限用途の表から削除されたため削除する	5.21版
51	—	アゾ染料		管理	0.1wt %	REACH規則使用制限用途 衣類、寝具、革製品用途禁止	5.1版
52	32536-52-0	オクタ臭化ジフェニルエーテル (Octa-BDE)	オクタブロモジフェニルエーテル	禁止	0.1wt %	REACH規則使用制限用途 物質及び調剤として0.1w %以上禁止	5.1版
53	25154-52-3	ニルフェノール	ニルフェノール (異性体混合物)	禁止	0.1wt %	REACH規則使用制限用途 洗浄剤、乳化剤の物質及び調剤として0.1w %以上禁止	5.1版
54	—	ニルフェノールエトキシレート		禁止	0.1wt %	REACH規則使用制限用途 洗浄剤、乳化剤の物質及び調剤として0.1w %以上禁止	5.1版
55	—	4-ニルフェノール、分岐および直鎖		管理	0.1w %	REACH規則SVHC対象物質	5.20版

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
 *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
 *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
 *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
56	—	4-ノニルフェノール エトキシレート、分岐および直鎖		管理	0.1wt%	REACH規則SVHC対象物質	5.21版
57	108-88-3	トルエン		管理	0.1wt%	REACH規則使用制限用途 一般大衆向け接着剤、塗料の物質及び調剤として0.1wt%以上禁止	5.1版
58	120-82-1 12002-48-1	トリクロロベンゼン	1,2,4-トリクロロベンゼン	禁止	0.1wt%	REACH規則使用制限用途	5.1版
59	50-32-8	ベンゾ [a]ピレン		禁止	0.1wt%	REACH規則使用制限用途 タイヤやタイヤ部品のゴム配合油として — 1 mg/kg BaP 以上禁止 — PAHs 合計で10 mg/kg 以上禁止 REACH規則SVHC対象物質	5.50版
60	192-97-2	ベンゾ [e]ピレン		禁止	0.1wt%	REACH規則使用制限用途 タイヤやタイヤ部品のゴム配合油として — 1 mg/kg BaP 以上禁止 — PAHs 合計で10 mg/kg 以上禁止	5.1版
61	56-55-3	ベンゾ [a]アントラセン		禁止	0.1wt%	REACH規則使用制限用途 タイヤやタイヤ部品のゴム配合油として — 1 mg/kg BaP 以上禁止 — PAHs 合計で10 mg/kg 以上禁止	5.1版
62	218-01-9	クリセン (ベンゾ [a]フェナントレン)		禁止	0.1wt%	REACH規則使用制限用途 タイヤやタイヤ部品のゴム配合油として — 1 mg/kg BaP 以上禁止 — PAHs 合計で10 mg/kg 以上禁止	5.1版

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
- *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
- *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
- *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
63	205-99-2	ベンゾ [b]フルオランテン	ベンゾ (e) アセフェナントリレン (ベンゾ [b]フルオランテン)	禁止	0.1wt %	REACH規則使用制限用途 タイヤやタイヤ部品のゴム配合油として — 1 mg/kg BaP 以上禁止 — PAHs 合計で10 mg/kg 以上禁止	5.1版
64	205-82-3	ベンゾ [j]フルオランテン		禁止	0.1wt %	REACH規則使用制限用途 タイヤやタイヤ部品のゴム配合油として — 1 mg/kg BaP 以上禁止 — PAHs 合計で10 mg/kg 以上禁止	5.1版
65	207-08-9	ベンゾ [k]フルオランテン		禁止	0.1wt %	REACH規則使用制限用途 タイヤやタイヤ部品のゴム配合油として — 1 mg/kg BaP 以上禁止 — PAHs 合計で10 mg/kg 以上禁止	5.1版
66	53-70-3	ジベンゾ [a,H]アントラセン		禁止	0.1wt %	REACH規則使用制限用途 タイヤやタイヤ部品のゴム配合油として — 1 mg/kg BaP 以上禁止 — PAHs 合計で10 mg/kg 以上禁止	5.1版
67	117-81-7	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)	フタル酸ブチルベンジル	管理	0.1wt %	REACH規則使用制限用途 子供用品の玩具など 0.1wt %以上の含有禁止 REACH認可物質 REACH SVHC物質 RoHS指令	5.51版
68	84-74-2 201-557-4	フタル酸ジ-n-ブチル (DBP)	フタル酸ジブチル	管理	0.1wt %	REACH規則使用制限用途 子供用品の玩具など 0.1wt %以上の含有禁止 REACH認可物質 REACH SVHC物質 RoHS指令	5.51版
69	28553-12-0 68515-48-0	フタル酸ジイソニル (DINP)	フタル酸ジイソニル (分岐鎖異性体混合物)	管理	0.1wt %	REACH規則使用制限用途 子供用品の玩具など 0.1wt %以上の含有禁止	5.1版

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
- *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
- *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
- *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
70	84777-06-0	フタル酸ジイソペンチル	フタル酸イソアミル、フタル酸ジペンチル、分岐および直鎖	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.20版
71	605-50-5	フタル酸ジイソアミル	フタル酸ジイソペンチル;フタル酸ジイソアミル;1,2-ベンゼンジカルボン酸ビス(3-メチルブチル);フタル酸イソアミル;フタル酸ジイソペンチル(DIPP)	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.20版
72	776297-69-9	フタル酸n-ペンチル-イソペンチル		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.20版
73	131-18-0	フタル酸ジアミル	フタル酸ジアミル;フタル酸ジペンチル;ジアミルフタラート;アモイル;ジアミル=フタラート;フタル酸ジ-N-ペンチル;フタル酸ジ-N-ペンチル標準品;フタル酸ジnペンチル;フタル酸ジフェニル;フタル酸ジペンチル	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.21版
74	121-14-2	2, 4 - ジニトロトルエン	1-メチル-2,4-ジニトロベンゼン	禁止	0.0	REACH規則認可対象物質	5.1版
75	111-77-3	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール(DEGME)	ジエチレングリコールモノ-n-ブチルエーテル; 2-(2-n-ブトキシエトキシ)エタノール	禁止	0.1wt%	REACH規則使用制限用途 一般用塗料、洗浄剤の0.1w%以上の含有禁止	5.1版
76	112-34-5	2-(2-ブトキシエトキシ)エタノール(DEGBE)	ジフェニルメタンジイソシアネート	禁止	0.1wt%	REACH規則使用制限用途 スプレー塗料、エアゾールの3w%以上の含有禁止	5.1版
77	26447-40-5	ジフェニルメタンジイソシアネート(MDI)		禁止	0.1wt%	REACH規則使用制限用途 一般用への0.1w%以上の含有の禁止	5.1版
78	101-68-8	メチレンビス(4,1-フェニレン) = ジイソシアネート	(MDI)	禁止	0.1w%	REACH規則使用制限用途 一般用への0.1w%以上の含有の禁止	5.21版
79	5873-54-1	4-(2-イソシアナトベンジル)フェニルイソシアネート	(MDI)	禁止	0.1w%	REACH規則使用制限用途 一般用への0.1w%以上の含有の禁止	5.21版

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
 *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
 *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
 *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
80	2536-05-2	[メチレンビス(2,1-フェニレン)]ビスイソシアナート	(MDI)	禁止	0.1w%	REACH規則使用制限用途 一般用への0.1w%以上の含有の禁止	5.21版
81	79-06-1 201-173-7	アクリルアミド		管理	0.1wt%	REACH規則使用制限用途 物質及び調剤として0.1w%以上禁止 2012/11/5以降	5.1版
82	101-77-9 202-974-4	4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MDA) (PRTR一覧では)4,4'-メチレンジアニリン	ジアミノ-ジフェニルメタン(4,4'-ジアミノ-ジフェニルメタン)	禁止	0.0	REACH規則認可対象物質	5.1版
83	81-15-2	ムスクキシレン	2,4,6-トリニトロ-5-t-ブチル-1,3-キシレン	禁止	0.0	REACH規則認可対象物質	5.1版
84	120-12-7 204-371-1	アントラセン		管理	0.1wt%	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
85	292-602-7 90640-80-5	アントラセン油		管理	0.1wt%	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
86	292-603-2 90640-81-6	アントラセン油、ペースト		管理	0.1wt%	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
87	295-275-9 91995-15-2	アントラセンオイル、アントラセンペースト、破片		管理	0.1wt%	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
88	295-278-5 91995-17-4	アントラセンオイル、アントラセンペースト、軽留分		管理	0.1wt%	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
89	292-604-8 90640-82-7	アントラセン油低含有分		管理	0.1wt%	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
90	85-68-7 201-622-7	フタル酸ベンジルブチル(BBP)	フタル酸n-ブチルベンジル(BBP) フタル酸ジエチルヘキシルベンジルブタン-1-イル=フタラート	管理	0.1wt%	REACH規則認可対象物質 REACH規則使用制限用途 子供用品の玩具など0.1w%以上の含有禁止 RoHS指令	5.51版
91	68515-49-1 26761-40-0	フタル酸ジイソデシル		管理	0.1w%	REACH規則使用制限用途 子供用品の玩具など0.1w%以上の含有禁止	5.20版
92	117-84-0	フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)		管理	0.1w%	REACH規則使用制限用途 子供用品の玩具など0.1w%以上の含有禁止	5.20版
93	7646-79-9	二塩化コバルト	塩化コバルト(CoCl2)	管理	0.1wt%	REACH規則SVHC対象物質	5.1版

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
 *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
 *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
 *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
94	215-116-9 1303-28-2	五酸化二ヒ素		禁止	0.0	REACH規則認可対象物質	5.1版
95	215-481-4 1327-53-3	三酸化二ヒ素	三酸化砒素	禁止	0.0	REACH規則認可対象物質	5.1版
96	84-69-5 201-553-2	フタル酸ジイソブチル (DIBP)		管理	0.1wt %	REACH規則認可対象物質、RoHS指令	5.51版
97	134237-51-7 134237-50-6 134237-52-8 25637-99-4 3194-55-6	ヘキサブロモシクロドデカンなど (HBCDD)		禁止	0.0	REACH規則認可対象物質	5.1版
98	231-846-0 7758-97-6	クロム酸鉛 *4	クロム酸鉛 (II)	禁止	0.1wt %	自主規制 米国欧州梱包材規制 塗料への意図的使用 禁止	5.1版
99	12656-85-8	硫酸トリブチル酸鉛 鉛4 *4	C.I. ピグメント レッド104	禁止	0.1wt %	自主規制 米国欧州梱包材規制 塗料への意図的使用 禁止	5.1版
100	7784-40-9	酸性ヒ酸鉛	ヒ酸鉛	禁止	0.0	ロッテルダム条約 (PIC) / 付属書IIIに掲げる43 物質群 (輸入国承認 要物質)	5.1版
101	1344-37-2	クロム酸鉛	黄鉛 (スルホクロム酸鉛) ; ピグメントイエ ロー34	禁止	0.0	REACH規則認可対象 物質	5.1版
102	51404-69-4	塩基性酢酸鉛		禁止	0.1w% ※1※2	自主規制 EU RoHS指令 ELV 指令 米国欧州梱包 材規制	5.20版
103	12036-76-9	塩基性硫酸鉛 (Pb20 (SO4))		禁止	0.1w% ※1※2	自主規制 EU RoHS指令 ELV 指令 米国欧州梱包 材規制 REACH規則SVHC対象 物質	5.20版
104	69011-06-9	[1,2-ベンゼンジカル ボキシラトト (2-)] ジオキソ三鉛		禁止	0.1w% ※1※2	自主規制 EU RoHS指令 ELV 指令 米国欧州梱包 材規制 REACH規則SVHC対象 物質	5.20版
105	12578-12-0	ビス(オクタデカナ ト)ジオキソ三鉛		禁止	0.1w% ※1※2	自主規制 EU RoHS指令 ELV 指令 米国欧州梱包 材規制 REACH規則SVHC対象 物質	5.20版

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
 *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
 *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
 *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
106	91031-62-8	脂肪酸鉛塩 (炭素数C16-18)		禁止	0.1w% ※1※2	自主規制 EU RoHS指令 ELV 指令 米国欧州梱包 材規制 REACH規則SVHC対象 物質	5.20版
107	13814-96-5	四フッ化ホウ酸鉛 (II)		禁止	0.1w% ※1※2	自主規制 EU RoHS指令 ELV 指令 米国欧州梱包 材規制 REACH規則SVHC対象 物質	5.20版
108	20837-86-9	シアナミド鉛 (II)		禁止	0.1w% ※1※2	自主規制 EU RoHS指令 ELV 指令 米国欧州梱包 材規制 REACH規則SVHC対象 物質	5.20版
109	10099-74-8	硝酸鉛 (II)		禁止	0.1w% ※1※2	自主規制 EU RoHS指令 ELV 指令 米国欧州梱包 材規制 REACH規則SVHC対象 物質	5.20版
110	1317-36-8	酸化鉛 (II)	Lead (II) oxide	禁止	0.1w% ※1※2	自主規制 EU RoHS指令 ELV 指令 米国欧州梱包 材規制 REACH規則SVHC対象 物質	5.20版
111	1314-41-6	四酸化三鉛		禁止	0.1w% ※1※2	自主規制 EU RoHS指令 ELV 指令 米国欧州梱包 材規制 REACH規則SVHC対象 物質	5.20版
112	8012-00-8	C.I.ピグメントイエロー41		禁止	0.1w% ※1※2	自主規制 EU RoHS指令 ELV 指令 米国欧州梱包 材規制 REACH規則SVHC対象 物質	5.20版
113	12060-00-3	チタン酸鉛 (PbTiO3)		禁止	0.1w% ※1※2	自主規制 EU RoHS指令 ELV 指令 米国欧州梱包 材規制 REACH規則SVHC対象 物質	5.20版
114	12626-81-2	ジルコン酸チタン酸鉛 (Pb (Ti, Zr) O3)		禁止	0.1w% ※1※2	自主規制 EU RoHS指令 ELV 指令 米国欧州梱包 材規制 REACH規則SVHC対象 物質	5.20版

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
 *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
 *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
 *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
115	12065-90-6	塩基性硫酸鉛 (Pb504 (S04))		禁止	0.1w% ※1※2	自主規制 EU RoHS指令 ELV 指令 米国欧州梱包 材規制 REACH規則SVHC対象 物質	5.20版
116	68784-75-8	ケイ酸とバリウムの 塩(1:1)(鉛ドー プ)		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象 物質	5.20版
117	11120-22-2	塩基性ケイ酸鉛		禁止	0.1w% ※1※2	自主規制 EU RoHS指令 ELV 指令 米国欧州梱包 材規制 REACH規則SVHC対象 物質	5.20版
118	62229-08-7	塩基性亜硫酸鉛塩		禁止	0.1w% ※1※2	自主規制 EU RoHS指令 ELV 指令 米国欧州梱包 材規制 REACH規則SVHC対象 物質	5.20版
119	78-00-2	四エチル鉛	四アルキル鉛	禁止	0.0w%	ロッテルダム条約(PIC)/ 付属書IIIに掲げる43 物質群(輸入国承認 要物質)	5.20版
120	12202-17-4	塩基性硫酸鉛 (Pb403 (S04))		禁止	0.1w% ※1※2	自主規制 EU RoHS指令 ELV 指令 米国欧州梱包 材規制 REACH規則SVHC対象 物質	5.20版
121	12141-20-7	リン酸酸化鉛 (Pb302 (HP03))		禁止	0.1w% ※1※2	自主規制 EU RoHS指令 ELV 指令 米国欧州梱包 材規制 REACH規則SVHC対象 物質	5.20版
122	65996-93-2	コールタールピッチ (高温)		管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象 物質	5.1版
123	12578-12-0	ビス(オクタデカナ ト)ジオキソ三鉛		禁止	0.1w% ※1※2	自主規制 EU RoHS指令 ELV 指令 米国欧州梱包 材規制 REACH規則SVHC対象 物質	5.1版
124	427-700-2 15606-95-8	ヒ酸トリエチル	トリエチルヒ酸 トリエチル=アルセナト	管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象 物質	5.1版
125	115-96-8 204-118-5	りん酸トリス(2-ク ロロエチル)		禁止	0.0	REACH規則認可対象 物質	5.1版
126	79-01-6 201-167-4	トリクロロエチレン		禁止	0.0	REACH規則認可対象 物質	5.21版

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
 *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
 *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
 *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
127	233-139-2 234-343-4 10043-35-3 11113-50-1	ホウ酸		管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
128	1330-43-4	四ホウ酸二ナトリウム、無水物	四ホウ酸ナトリウム；七酸化二ナトリウム四ホウ素	管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
129	215-540-4 1303-96-4 235-541-3 12267-73-1 12179-04-3	四ホウ酸二ナトリウム、水和物	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物(四ホウ酸二ナトリウム水和物)	管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
130	232-140-5 7789-00-6	クロム酸カリウム *1*2*4		禁止	0.0	自主規制 米国欧州梱包材規制塗料への意図的使用禁止 REACH規則使用制限用途メント、包装など 0.0002w%乾燥時 REACH規則認可対象物質	5.21版
131	231-889-5 7775-11-3	クロム酸ナトリウム *1*2*4		禁止	0.0	自主規制 米国欧州梱包材規制塗料への意図的使用禁止 REACH規則使用制限用途メント、包装など 0.0002w%乾燥時 REACH規則認可対象物質	5.21版
132	232-143-1 7789-09-5	二クロム酸アンモニウム *1*2*4		禁止	0.0	自主規制 米国欧州梱包材規制塗料への意図的使用禁止 REACH規則使用制限用途メント、包装など 0.0002w%乾燥時 REACH規則認可対象物質	5.21版
133	7778-50-9	二クロム酸カリウム *1*2*4		禁止	0.0	自主規制 米国欧州梱包材規制塗料への意図的使用禁止 REACH規則使用制限用途メント、包装など 0.0002w%乾燥時 REACH規則認可対象物質	5.21版
134	10124-43-3	硫酸コバルト(II)	硫酸第一コバルト	管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
 *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
 *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
 *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
135	10141-05-6	硝酸コバルト(II)		管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
136	513-79-1	炭酸コバルト(II)		管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
137	71-48-7	酢酸コバルト(II)		管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
138	109-86-4	2-メトキシエタノール(PRTR一覧の名前) エチレングリコールモノメチルエーテル	エチレングリコールモノメチルエーテル	管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
139	110-80-5	2-エトキシエタノール(PRTR一覧の名前) エチレングリコールモノエチルエーテル	エチレングリコールモノエチルエーテル	管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
140	1333-82-0	三酸化クロム *1*2*4	三酸化クロム(VI) ; 無水クロム酸	禁止	0.0	自主規制 米国欧州梱包材規制 塗料への意図的使用 禁止 REACH規則認可対象物質	5.21版
141	7738-94-5 13530-68-2 未設定	三酸化クロムおよびそのオリゴマーから生成される酸 ・クロム酸 ・ニクロム酸、重クロム酸 ・クロム酸、ニクロム酸のオリゴマー *1*2*4		禁止	0.0	自主規制 米国欧州梱包材規制 塗料への意図的使用 禁止 REACH規則認可対象物質	5.21版
142	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)	管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
143	7789-6-2	クロム酸ストロンチウム *1*2*4		禁止	0.1wt %	自主規制 米国欧州梱包材規制 塗料への意図的使用 禁止	5.1版
144	68515-42-4	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7~11の分岐および直鎖アルキルエステル類	フタル酸ヘプチルノニルウンデシル(DHNUP)	管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
145	302-01-2 7803-57-8	ヒドラジン一水和物 ヒドラジン(無水物)		管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
146	872-50-4	1-メチル-2-ピロリドン	N-メチル-2-ピロリドン	管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
 *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
 *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
 *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
147	96-18-4	1,2,3-トリクロロプロパン	トリクロロプロパン	管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
148	71888-89-6	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7の側鎖炭化水素を主成分とする炭素数6~8のフタル酸エステル類	フタル酸ジヘプチル (DIHP)	管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
149	24613-89-6	トリス (クロメート) ニクロム		管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
150	11103-86-9	ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸二クロム酸カリウム	ビス (クロム酸) 水酸化二亜鉛 (II) カリウム	管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
151	49663-84-5	クロム酸八水酸化五亜鉛	テトロキシクロム酸亜鉛	管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
152	650-017-00-8	アルミノシリケート耐火セラミック繊維 (RCF)		管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
153	650-017-00-8	ジルコニアアルミノシリケート耐火セラミック繊維 (Zr-RCF)		管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
154	25214-70-4	ホルムアルデヒド、アニリンとのオリゴマー反応生成物	Aniline, polymer with formaldehyde; Aniline・formaldehyde polycondensate; Benzenamine	管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
155	117-82-8	フタル酸 ビス (2-メトキシエチル)	フタル酸ジメトキシエチル	管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
156	90-04-0	2-メトキシアニリン; o-アニシジン	オルト-アニシジン	管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
157	140-66-9	4- (1,1,3,3-テトラメチルブチル) フェノール、 (4-tert-オクチルフェノール)	p- (1,1,3,3-テトラメチルブチル) フェノール	管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
158	-	4- (1,1,3,3-テトラメチルブチル) フェノール、エトキシレート、 (4-tert-オクチルフェノール) のUVCB物質、ポリマーおよび同族		管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.20版

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
 *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
 *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
 *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
159	107-06-2	1,2-ジクロロエタン		禁止	0.0	ロッテルダム条約(PIC)/ 付属書IIIに掲げる43 物質群(輸入国承認 要物質) REACH規則SVHC対象 物質	5.1版
160	111-96-6	ビス(2-メトキシエチル)エーテル(ジエチレングリコールジメチルエーテル)	1,1'-ビス(2-メトキシエチル)エーテル; 1,2-ビス(2-メトキシエチル)エーテル; ジエチレングリコールジメチルエーテル	管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
161	7778-39-4	ヒ酸	砒酸; ヒ酸; オルトヒ酸	管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
162	7778-44-1	ヒ酸カルシウム	砒酸カルシウム; ビス(ヒ酸)三カルシウム; ヒ酸カルシウム	管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
163	3687-31-8	ヒ酸鉛	ヒ酸鉛; ビス(ヒ酸)三鉛(II); ヒ酸鉛(II)	管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
164	127-19-5	N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)		管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
165	101-14-4	2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンビスアニリン(MOCA)	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
166	77-09-8	フェノールフタレイン	2,2'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン; 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン; 4,4'-メチレンビス[2-クロロアニリン]	管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
167	13424-46-9	アジ化鉛, ジアジド鉛(II)	アジ化鉛; ニアジ化鉛(II); アジ化鉛(II)	管理	0.1wt %	REACH規則SVHC対象物質	5.1版

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
- *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
- *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
- *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
168	123-77-3	アゾジカルボキサミド	アゾジカルボンアミド;ジアゼン-1,2-ビスカルボアミド;ポロホールChKhZ21r;アゾジカルボアミド;アゾジカルボキサミド;セロゲンAZ;1,1'-アゾビス(ホルムアミド);アゾジホルムアミド;ポロホールADC;1,4-ジアミノ-2,3-ジアザ-2-ブテン-1,4-ジオン;ポロホールChKhZ21;アゾビス(ホルムアミド);アゾビスホルムアミド;1,3,4,6-テトラアザ-3-ヘキセン-2,5-ジオン	管理	0.1wt%	REACH規則SVHC対象物質	5.20版
169	15245-44-0	スチフェニン酸鉛	2,4,6-トリニトロレゾルシノール鉛塩;鉛(II)=2,4,6-トリニトロベンゼン-1,3-ジオラート	管理	0.1wt%	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
170	6477-64-1	ビスピクリン酸鉛	二ピクリン酸鉛;ビスピクリン酸鉛(II);鉛(II)=ジピクラーテ:ピクリン酸鉛(II)	管理	0.1wt%	REACH規則SVHC対象物質	5.1版
171	624-49-7	フマル酸ジメチル*3	フマル酸ジメチル;ボレート酸ジメチル;ジメチル=フマラート;フマル酸メチル;(E)-2-ブテン二酸ジメチル;アロマレイン酸ジメチル;trans-エチレン-1,2-ジカルボン酸ジメチル;ジメチルマラート	禁止	0.1mg/Kg	REACH規則使用制限物質及び調剤として0.1mg/kg以上禁止2013/3/15日以降	5.11版
172	548-62-9	[4-[4,4'-ビス(ジメチルアミノ)ベンズヒドリリデン]シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド*3	(C.I.ベシックバイオレット3),塩化メチルローザニリン	管理	0.1wt%	REACH管理物質、ミヒラーケトン(ENo 202-027-5)またはミヒラーベース(ENo. 202-959-2)が0.1%以上含有されている場合	5.11版

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
 *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
 *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
 *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
173	6786-83-0	α, α -ビス[4-(ジメチルアミノ)フェニル]-4-(フェニルアミノ)-1-ナフタレンメタノール (C.I.ソルベントブルー4) *3		管理	0.1wt%	REACH管理物質、ミヒラーケトン (EC No 202-027-5) またはミヒラーベース (EC No. 202-959-2) が 0.1%以上含有されている場合	5.11版
174	101-61-1	4,4'-メチレンビス (N,N-ジメチルアニリン) *3	N,N,N',N'-テトラメチル-4,4'-メチレンジアニリン, ビス[4-(ジメチルアミノ)フェニル]メタン (ミヒラーベース)	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.11版
175	59653-73-5 59653-74-6	β -TGIC, 1,3,5-トリリス-[(2Sおよび2R)-2,3-エポキシプロピル]-1,3,5-トリアジン-2,4,6-(1H,3H,5H)-トリオン (β -TGIC) *3		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.11版
176	1303-86-2	三酸化ニホウ素 *3	酸化ホウ素, 無水ホウ酸	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.11版
177	112-49-2	トリエチレングリコールジメチルエーテル *3	1,2-ビス (2-メトキシエトキシ) エタン (TEGDME), トリグライム	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.11版
178	561-41-1	ビス (4-ジメチルアミノフェニル) (4-メチルアミノフェニル)メタノール *3	C.I.ソルベントバイオレット8	管理	0.1w%	REACH管理物質、ミヒラーケトン (EC No 202-027-5) またはミヒラーベース (EC No. 202-959-2) が 0.1%以上含有されている場合	5.11版
179	17570-76-2	メタンスルホン酸鉛 (II) *1*2*3 *4		管理	0.1w%	自主規制 EU RoHS指令 ELV 指令 米国欧州梱包材規制	5.11版
180	75-12-7	ホルムアミド *3		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.11版
181	2580-56-5	[4-[[4-アニリノ-1-ナフチル][4-(ジメチルアミノ)フェニル]メチレン]シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド (C.I.ベシックブルー-26) *3		管理	0.1w%	REACH管理物質、ミヒラーケトン (EC No 202-027-5) またはミヒラーベース (EC No. 202-959-2) が 0.1%以上含有されている場合	5.11版

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
 *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
 *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
 *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
182	110-71-4	1,2-ジメトキシエタン；エチレングリコールジメチルエーテル (EGDME)，ジメチルセロソルブ *3		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.11版
183	2451-62-9	イソシアヌル酸 1,3,5-トリグリシジル，トリグリシジルイソシアヌラート (TGIC) *3	1,3,5-トリグリシジルのジスチート； 1,3,5-トリリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6 (1H,3H,5H)-トリオン	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.11版
184	90-94-8	4,4'-ビス(ジメチルアミノ)ベンゾフェノン(ミヒラーケトン) *3	1-(2-メチル-2-メチルエトキシ)-2-プロパノール	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.11版
185	1163-19-5	デカ臭化ジフェニルエーテル (Deca-BDE)	デカブロモジフェニルエーテル	禁止	0.1wt %	(Penta,Octa,Deca)の使用禁止 REACH規則SVHC対象物質	5.20版
186	72629-94-8	ペルフルオロトリデカン酸	ペンタコサフルオロトリデカン酸	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.20版
187	307-55-1	ペルフルオロドデカン酸	トリコサフルオロドデカン酸	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.20版
188	2058-94-8	ヘニコサフルオロウンデカン酸	2,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,11-ヘニコサフルオロウンデカン酸；ペルフルオロウンデカン酸；ヘニコサフルオロウンデカン酸；パフルオロウンデカン酸	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.20版
189	376-06-7	ペルフルオロテトラデカン酸		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.20版
190	85-42-7 13149-00-3 14166-21-3	1,2-シクロヘキサンジカルボン酸無水物、cis-1,2-シクロヘキサンジカルボン酸無水物、trans-1,2-シクロヘキサンジカルボン酸無水物		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.20版
191	25550-51-0 19438-60-9 48122-14-1 57110-29-9	メチルヘキサヒドロフタル酸無水物、全ての異性体		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.20版

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
 *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
 *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
 *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
192	625-45-6	メトキシ酢酸	メトキシ酢酸;2-メトキシ酢酸	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.20版
193	629-14-1	1,2-ジエトキシエタン	1,2-ジエトキシエタン;ジエチルグリコール;2-エトキシエチルエチルエーテル;エチレングリコールジエチルエーテル;グリコールジエチルエーテル;3,6-ジオキサオクタン;エチルグリム;ジエチルセロソルブ	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.20版
194	68-12-2	N, N-ジメチルホルムアミド		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.20版
195	110-00-9	フラン		管理	0.1w%	PRTR法で取扱量の把握が義務付けられた物質/第1種指定化学物質(2009.10.1から462物質/内15物質は特定第1種指定化学物質に変更) REACH規則SVHC対象物質	5.20版
196	75-56-9	1, 2-エポキシプロパン (別名酸化プロピレン)	メチルオキシラン (プロピレンオキシド)	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質 化審法優先評価物質	5.20版
197	64-67-5	硫酸ジエチル	ジエチルサルフェート	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質 労働安全衛生法通知、有機溶媒	5.20版
198	77-78-1	硫酸ジメチル	ジメチル硫酸、DMS	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質 労働安全衛生法施行令で製造等許可が必要な物質	5.20版
199	143860-04-2	3-エチル-2-イソペンチル-2-メチル-1,3-オキサゾリジン		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.20版
200	88-85-7	ジメチル、ジメチル塩及びジメチルのエステル化合物 (PRTR一覧では) 2-(1-メチルプロピル)-4, 6-ジニトロフェノール	2-(1-メチルプロピル)-4, 6-ジニトロフェノール	禁止	0.0w%	ロッテルダム条約(PIC)/付属書IIIに掲げる43物質群(輸入国承認要物質)	5.20版
201	838-88-0	四・四'-ジアミノ-三・三-ジメチルジフェニルメタン		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質労働安全衛生法通知、有機溶媒	5.20版

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
 *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
 *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
 *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
202	101-80-4	4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質労働安全衛生法通知、有機溶媒	5.20版
203	60-09-3	4-アミノアゾベンゼン		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.20版
204	95-80-7	二・四-ジアミノトルエン	4-Methyl-m-phenyldiamine	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質労働安全衛生法通知、有機溶媒	5.20版
205	120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン	6-メトキシ-m-トルイジン (p-クレシジン)	管理	—	REACH規則SVHC対象物質労働安全衛生法通知、有機溶媒	5.20版
206	97-56-3	二-メチル-四-(二-トリルアゾ)アニリン		管理	—	REACH規則SVHC対象物質労働安全衛生法通知、有機溶媒	5.20版
207	95-53-4	オルト-トルイジン(2-メチルアニリン)生成物、抜粋、メトキシアニリンとその塩(2-メトキシアニリン、o-トルイジン)		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質 化審法優先評価物質	5.20版
208	79-16-3	N-メチルアセトアミド		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.20版
209	106-94-5	1-ブロモプロパン	n-プロピルブロマイド	管理	0.1w%	PRTR法で取扱量の把握が義務付けられた物質/第1種指定化学物質 (2009.10.1から462物質/内15物質は特定第1種指定化学物質に変更) REACH規則SVHC対象物質	5.20版
210	7789-12-0	二クロム酸ナトリウム・二水和物		禁止	0.0	自主規制 EU RoHS指令 ELV指令 米国欧州 梱包材規制 REACH規則認可対象物質	5.21版
211	3825-26-1	ペルフルオロオクタン酸アンモニウム塩		管理	0.1w%	欧州REACH規制 SVHC物質 労働安全衛生法通知、有機溶媒	5.21版
212	335-67-1	ペルフルオロオクタン	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	管理	0.1w%	欧州REACH規制 SVHC物質 化審法監視化学物質	5.21版

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
 *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
 *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
 *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
213	1306-23-6	硫化カドミウム		禁止	0.01w% ※1※2	自主規制 EU RoHS指令 ELV 指令 米国欧州梱包 材規制 REACH規則SVHC対象 物質	5.30版
214	573-58-0	ダイレクトレッド 28		禁止	0.0w% (非含有)	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 カナダ環境保護法 REACH規則SVHC対象物質	5.30版
215	1937-37-7	C.I.ダイレクトブラック38		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質 カルフォルニア州プロポジション 65	5.30版
216	84-75-3	ジヘキサン-1-イル=フタラート		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質 カルフォルニア州プロポジション 65	5.30版
217	96-45-7	2-イミダゾリジチオン	Ethylene thiourea	管理	0.1w%	PRTR法で取扱量の把握が義務付けられた物質/第1種指定化学物質 (2009.10.1から462物質/内15物質は特定第1種指定化学物質に変更) REACH規則SVHC対象物質	5.30版
218	301-04-2	酢酸鉛		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質 毒物劇物取締法	5.30版
219	25155-23-1	リン酸トリキシリル	トリ(ジメチルフェニル)ホスフェート;ホスフレックス179;リン酸トリキシリル;トリキシレニルホスフェート;りん酸トリス(ジメチルフェニル)	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.30版
220	10108-64-2	ジクロロカドミウム		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.31版
221	68515-50-4	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジヘキシルエステル、分岐および直鎖		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.31版
222	7632-04-4	ペルオキシホウ酸ナトリウム、過ホウ酸ナトリウム		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.31版

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
 *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
 *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
 *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
223		過ホウ酸ナトリウム；過ホウ酸、ナトリウム塩		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.31版
224	25973-55-1	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール	UV-328	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.31版
225	3846-71-7	2-ベンゾトリアゾール-2-イル-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	UV-320	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.31版
226	15571-58-1	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸2-エチルヘキシル	DOTE	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.31版
227	7790-79-6	フッ化カドミウム	カドミウムジフルオリド	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.31版
228	10124-36-4 / 31119-53-6	硫酸カドミウム(II)、硫酸カドミウム(II)無水物・水和物		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.31版
229		10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[2-(エチルヘキシル)オキシ]-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸2-エチルヘキシルの反応生成物	DOTEとMOTEの反応生成物	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.31版
230	68515-51-5、68648-93-1	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6~10-アルキルエステル；1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル・ヘキシル・オクチルジエステルと0.3%以上のフタル酸ジヘキシル(EC No.201-559-5)との混合物		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.40版

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
 *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
 *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
 *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
231		5-sec-ブチル-2-(2,4-ジメチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル)-5-メチル-1,3-ジオキサン[1]、5-sec-ブチル-2-(4,6-ジメチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル)-5-メチル-1,3-ジオキサン[2] ([1]と[2]の個々の立体異性体、またはその組合せも含む)		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.40版
232	98-95-3	ニトロベンゼン		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.40版
233	3864-99-1	2,4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール	UV-327	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.40版
234	36437-37-3	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(tert-ブチル)-6-(sec-ブチル)フェノール	UV-350	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.40版
235	1120-71-4	1,3-プロパンスルトン		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.40版
236	375-95-1、21049-39-8、4149-60-4	パーフルオロノン-1-酸 その塩とアンモニウム塩	2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,9-ヘプタデカフルオロノン酸、その塩とアンモニウム塩	管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.40版
237	91-20-3	ナフタレン		管理	0.1w%	労働安全衛生法表示・通知、特化則	5.40版
238	142844-00-6	リフラクトリーセラミックファイバー		管理	0.1w%	自主規制 労働安全衛生法表示・通知、特化則	5.50版

付表6. ヤンマー負荷物質調査対象物質群(2016年度下期版)

- *1. 梱包材及び梱包部材の場合は鉛、水銀、カドミウム、6価クロムの総量が0.01wt%以下のこと
- *2. EU RoHS指令及びELV指令の除外用途及びヤンマー自主規制除外用途に当たる物はそちらに従うこと
- *3. 2012年2月にREACH規則の改定に従い禁止としたものの上市の禁止開始時期は改正REACH規則による
- *4. IMOシップリサイクル条約該当部品の同表A・B記載物質の分母は均質物質とし、*2の除外用途に係らず報告のこと

	CAS	物質名	別名	使用基準	閾値	備考	記載
239	80-05-7	4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール	ビスフェノールA	管理	0.1w%	PRTR法で取扱量の把握が義務付けられた物質/第1種指定化学物質 (2009.10.1から462物質/内15物質は特定第1種指定化学物質に変更) REACH規則SVHC対象物質	5.51版
240	80-46-6	4-tert-ペンチルフェノール		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.51版
241	335-76-2	ペルフルオロデカン酸		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.51版
242	3830-45-3	ノナデカフルオロデカン酸ナトリウム		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.51版
243	3108-42-7	ノナデカフルオロデカン酸アンモニウム		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.51版
244	-	4-ヘプチルフェノール、分岐および直鎖		管理	0.1w%	REACH規則SVHC対象物質	5.51版